

I P 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2021年11月10日現在

～2021年12月9日	2021年12月10日～
<p>目次（略）</p> <p>第1章～第7章（略）</p> <p>第8章 利用中止等</p> <p>第23条（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（利用停止）</p> <p>第24条 当社は、I P 通信網契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのI P 通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったI P 通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下本条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのI P 通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 料金その他の債務（接続契約者回線に係るものを含みます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第34条の3（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします。）。</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 第42条（利用に係るI P 通信網契約者の義務）の規定に違反したとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 契約者回線又は加入者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章～第7章（略）</p> <p>第8章 利用中止等</p> <p>第23条（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（利用停止）</p> <p>第24条 （略）</p>

(4) 契約者回線若しくは加入者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線若しくは加入者回線から取りはずさなかったとき。

(5) 前4号に規定するほか、この約款の規定に反する行為であって、IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために利用停止の措置要請を受けた場合、当社は当該要請に基づき捜査機関が定める期間、そのIP通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。この場合において、当社は捜査機関に対し当該IP通信網契約者に係る氏名、住所等を通知することがあります。

なお、当社は、本項に基づく別冊に定める付加機能（番号追加機能に限ります。）に係る利用の停止を解除するとき、利用の停止前とは異なる[特定電気通信番号](#)をIP通信網契約者に付与することがあります。

第25条（略）

第9章～第14章、別記（略）

2 当社は、捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために利用停止の措置要請を受けた場合、当社は当該要請に基づき捜査機関が定める期間、そのIP通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。この場合において、当社は捜査機関に対し当該IP通信網契約者に係る氏名、住所等を通知することがあります。

なお、当社は、本項に基づく別冊に定める付加機能（番号追加機能に限ります。）に係る利用の停止を解除するとき、利用の停止前とは異なる[IPセントレックス番号又はIP電話番号](#)をIP通信網契約者に付与することがあります。

第25条（略）

第9章～第14章、別記（略）

[附 則（令和3年11月8日 A P S 1 第00845571号）](#)

[この改正規定は、令和3年12月10日から実施します。](#)